

第4章 選手

第92条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手(以下本章において「選手」という)の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条〔選手の義務〕

- ① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- ③ 選手は、国際オリンピック委員会(IOC)およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。

第94条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用
- (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与

第95条〔日本代表チームへの招聘〕

- ① 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。
- ② 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
- ③ 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第96条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

- ① 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。
- ② 選手は、バスケットボール競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等(以下「広告宣伝活動等」という)に関与する場合、所属チームを経由し、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有する連盟等は、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該規定に基づき、許諾の可否を判断することができる。
- ④ 前2項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。
- ⑤ 広告宣伝活動等を行える選手は、原則として次の各号のいずれかの連盟に所属する選手のみとする。
 - (1) 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
 - (2) 一般社団法人日本バスケットボールリーグ(NBL)
 - (3) 日本バスケットボール育成リーグ(NBDL)
 - (4) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ機構(WJBL)
 - (5) 一般社団法人日本実業団バスケットボール連盟
 - (6) 日本クラブバスケットボール連盟
 - (7) 全日本教員バスケットボール連盟
- ⑥ 選手は、本協会または所属チームの加盟する連盟が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。

第97条〔選手契約〕

- ① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チームによって締結される、バスケットボール選手としての所属および公式試合への参加に関する書面による取り決めをいう。
- ② 契約の対象となる選手は、満15歳以上(ただし、中学校在学の選手を除く)で、かつ、次の各号のいずれかの連盟に加盟するチームに所属しようとする選手のみとする。なお、当該選手が契約締結時に20歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
 - (1) 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
 - (2) 一般社団法人日本バスケットボールリーグ(NBL)
 - (3) 日本バスケットボール育成リーグ(NBDL)
 - (4) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ機構(WJBL)
 - (5) 一般社団法人日本実業団バスケットボール連盟
 - (6) 日本クラブバスケットボール連盟
 - (7) 全日本教員バスケットボール連盟
- ③ 契約の最長期間は4年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第108条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。

- ⑤ 契約は、本協会が定める統一契約書式またはそれに準じる契約書式により締結されなければならない。
- ⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
 - (1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。
 - (2) 契約当事者は、正当事由のない限り、契約を解除することができない。
- ⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
- ⑧ 所属チームとの契約を締結した選手は、次の各号の規定を遵守しなければならない。
 - (1) 国内外を問わず、本協会、所属チームの加盟する連盟または所属チームの主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
 - (2) 同一期間に2つ以上のバスケットボールチームと契約を締結してはならない。
- ⑨ 本協会または契約の当事者チームが加盟する連盟は、前7項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第98条〔選手エージェント等〕

選手エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「選手エージェント規則」に従うものとする。

第99条〔外国籍選手〕

外国籍選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。ただし、日本で出生または生育し、日本の小学校および中学校を卒業して義務教育課程を修了した者は、日本人選手と見做す（日本国籍を持たない選手のうち、平成15年4月1日現在、本協会において日本人選手と見做されている者を含む）。